

理的と認められる計画を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの法人等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合は、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 有形固定資産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの当該評価した価額

前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの法人等について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 労働金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行つた同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二十六条の二十九第二項に規定する特定合併等を行つた同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該労働金庫について、当該労働金庫又は当該労働金庫及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該労働金庫又は当該労働金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

附 則

この命令は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月一〇日総理府・大蔵省・労働省令第一〇号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

この命令は、平成一八年三月三〇日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

この命令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日内閣府・財務省・厚生労働省令第二号）

この命令は、会社法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月五日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年二月一五日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年三月五日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）
この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

附 則（令和二年四月三日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）

この命令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則（令和三年一月一〇日内閣府・財務省・厚生労働省令第一号）

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。